

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言延長に伴う

豊見城市対策基本方針

令和2年5月8日
豊見城市

1 国及び沖縄県の新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言の延長

5月4日に示された国の緊急事態宣言の延長を受け、沖縄県も5月31日まで緊急事態宣言の延長を決定しました。

これを受けて、豊見城市はこれ迄の地域の感染状況、市内の医療体制の状況を踏まえながら、国及び沖縄県の実施する新型コロナウイルス感染症感染対策にスピーディに対応するとともに、段階的な社会経済活動のレベルの引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の終息後の社会活動の再開に万全を期すため、国及び沖縄県と連携した対応を進めます。

2 豊見城市の現状

豊見城市においては、4月17日に5人目の感染者が確認されて以降、約3週間、市民に新たな感染者の発生はなく、市民の皆さんに実施していただいた感染拡大防止の行動(こまめな手洗い、マスクの着用・咳エチケット、不要不急の外出の自粛及び3つの「密」の重なる場所を避ける行動等)が、一定の効果を表しているものと思われます。

引き続き、市民の命と健康を守り、1日も早い社会活動の再開にむけた新型コロナウイルス感染症の終息のため必要な感染予防、感染拡大防止の行動を継続します。

3 市の対策基本方針

以上の状況を鑑み、市の新たな対策基本方針は次のとおり

「豊見城市は、5月に改めて示された国や沖縄県の新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言に従い、先ずは、市民の感染及び感染拡大を予防するための対策を継続するとともに、国や沖縄県と連携して、円滑な社会活動の再開に向けた各施策を推進します。」

4 具体的な対策

①豊見城市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1弾)の推進

緊急事態宣言終了後、社会活動の再開を見据えて、豊見城市が策定した「豊見城市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1弾)」を推進する。

特に、「市独自対策」として「こども対策」をはじめとする5個の経済対策を積極的に推進するとともに、併せて『市税等減免及び徴収猶予』を実施します。

この際、緊急対策実施にあたっては、各対策(事業)の進捗を確認しつつ、必要な対策については積極的に検討を行い、緊急経済対策へ反映します。

②感染予防及び感染拡大防止処置(「新しい生活様式」実践例の実践)

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』に基づき、「基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」及び「働き方の新しいスタイル」の実践を図る。

特に、新型コロナウイルス感染症の終息を迎えるまでは、引き続き、市民の感染拡大防止施策の実施をお願いします。

③市主催のイベント・事業等

市主催の事業は、沖縄県の休業要請期間としている5月20日までの不要不急の事業は中止または延期処置を継続します。

また、実施しなくてはならない事業については確実に感染予防の処置を実施することを徹底します。

この際、国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考とするとともに、社会活動の再開が円滑に進められるよう留意します。

④市内小学校・中学校の臨時休校の延長について

沖縄県の「緊急事態宣言」発令延長の中、豊見城市教育委員会として継続した新型コロナウイルス感染拡大防止策を図る必要があることから市内小中学校の臨時休校措置を5月20日まで延長します。

臨時休校の間は、児童生徒にその趣旨を理解させ、基本的には外出を避け自宅で過ごすようにし、外出時はマスク着用等感染拡大防止を図ると共に、学校再開に向けて、計画的に学習に取り組むなど生活リズムをしっかりと保つように努めること。

なお、状況を考慮して、学校再開が早まることもある。

⑤保育所及び認定こども園等の運営

認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設(福利厚生の一環として法人等が運営する保育施設を除く。)は、医療従事者や介護従事職、自衛隊員、消防隊員など最前線で国民の生命を守る職責を担っている者のほか、保育施設等自体を支える保育士、最低限の社会活動、ライフラインを支える上で必要な職についている保護者など、様々な家庭の事情により修学前児童が利用していることから原則開所とし、家庭保育が可能な保護者へ5月31日まで登園自粛要請を継続します。

放課後児童クラブについては、5月20日まで引き続き感染予防を徹底した上で原則として開所していますが、家庭保育が可能な保護者へは通所自粛要請を継続します。

併せて、6月1日以降の通常体制の業務再開に向けた準備をお願いします。

⑥高齢者及び障がい者施設等の運営

高齢者対象の事業(地域ミニサービス等)について、5月31日まで利用者は自宅待機の協力を継続していただくとともに、6月1日以降の事業再開に向けた準備をお願いします

⑦新たな感染者への対応

新たな感染者が確認された場合は、沖縄県との連携をとり、迅速な情報共有に努めます。この際、沖縄県の実施する感染拡大防止措置に協力します。

なお、政府の緊急事態措置の見直しによりその必要性が無くなった時は、期間内における国や沖縄県の緊急事態宣言解除の可能性もあり、その際には、沖縄県の動向及び市民の感染状況並びに社会活動の状況を踏まえ、緊急事態の一部緩和又は解除に向けた検討を行います。